

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

1、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 2 交代の夜勤において、仮眠 2 時間を含む休憩時間の確保
- (2) 多職種からなる役割分担推進のための委員会の開催
 - ・開催頻度：年 2 回
- (3) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
 - ・計画の策定　・職員に対する計画の周知
- (4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開
 - ・院内掲示及びホームページにて公開

2、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する具体的な取組内容

- (1) 他職種との業務分担
 - ・業務分担職種：薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、事務員
- (2) 短時間正規雇用の看護職員の活用
 - ・夜勤専従者の配置
- (3) 多様な勤務形態の導入
 - ・日勤のみの常勤勤務可能　・週末のみの夜勤勤務可能
 - ・シフト制であり、かつ、希望休 100%実現　・非常勤看護職員配置
- (4) 妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮
 - ・夜勤の減免制度　・所定労働時間の短縮　・希望により、他部署への配置転換
 - ・半日及び時間単位休暇制度　・所定外労働の免除　・時間外労働の制限
- (5) 夜勤負担の軽減
 - ・夜勤従事者の増員　・月の夜勤回数の上限を 8 回までと設定

3、夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理

- (1) 11 時間以上の勤務間隔の確保
- (2) 夜勤の連続回数が 2 連続（2 回）まで
- (3) 夜勤を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築
- (4) 看護補助者の夜間配置
- (5) みなし看護補助者を除いた看護補助者比率 5 割以上